

## 入札説明書

令和8年3月9日に公示した、令和8年5月開始 自動車賃貸借契約に係る入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 借入物品及び数量

軽自動車 1台

#### (2) 借入物品の特質等

別紙仕様書のとおり

#### (3) 賃貸借契約期間

令和8年5月1日（金）から令和13年4月30日（水）まで（60か月）

#### (4) 履行（管理）場所

千葉市若葉区貝塚2丁目19番1号

### 2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和7年度千葉市物品入札参加資格者名簿の大分類「リース」に登録している者であり、過去2年間で2回以上同種同規模以上の契約を履行した実績を有する者であること。

(2) この公示日から入札執行日までの間において、千葉市から競争参加資格停止の措置を受けていない者であること。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 本入札の公示の日から令和8年3月13日（金）まで

(2) 提出場所 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 千葉市成年後見支援センター  
千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ3階

(3) 持参又は郵送

郵送による場合は、3月13日（金）午後5時までに書留郵便にて必着とし、持参による場合は、午前9時から午後5時までとする。

#### (4) 結果通知

入札参加資格が「有」と確認された者には、令和8年3月17日（火）までに「一般競争入札参加資格確認結果通知書」（以下、「参加資格確認結果通知書」という。）を電子メールで送信する。

なお、電子メール受信後は、受信確認メールを送信元へ返信すること。

#### 4 入札に関する質問の受付

(1) 仕様書等の内容に関する質問がある場合、以下のとおり質問を提出すること。

ア 受付期間 本入札の公示の日から令和8年3月13日（金）午後5時まで

イ 提出方法 電子メール（メール本文に質問内容を記載すること。）

ウ 提出先 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 千葉市成年後見支援センター  
[seinenkoken@chiba-shakyo.jp](mailto:seinenkoken@chiba-shakyo.jp)

(2) 質疑及び回答の全てを、参加資格確認結果通知書の交付を受けた者全員に対し、令和8年3月17日（火）までに電子メールで通知する。

#### 5 入札手続等

(1) 開札の日時及び場所（非参集型入札）

ア 日時 令和8年3月23日（木）午後5時15分

イ 場所 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会 千葉市成年後見支援センター  
千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ3階

(2) 入札方法

ア 非参集型入札とするため、入札書は郵送又は持参により入札日前日までに下記10まで提出すること。（郵送による場合は、令和8年3月23日（月）午後5時までに書留郵便にて必着とし、持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

イ 封筒に入札書を入れ封緘し、表に氏名、下記10の宛先を記載するとともに「自動車賃貸借契約 一般競争入札に係る入札書 在中」と朱書きし、封緘する。併せて、「参加資格確認結果通知書」の写しを添付すること。

なお、代理人により入札する場合は、委任状（指定書式）を同封のうえ提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

すべての経費（登録納車費用、車検費用、定期点検整備費用など）を含めた上で、本会が支払うべき1か月の月払賃借料金で入札に付する。契約期間全体の総価ではないので注意すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金 免除

(5) 予定価格 非公表とする。

(6) その他入札に関する事項

ア 入札書は、件名・履行場所・金額等を正確にもれなく記載し、入札者の商号または名称・所在地・代表者及び入札代理人（代理人が入札する場合）の記名押印をしなければならない。

イ 入札書及び入札に係る文書は、日本語により記載し、また入札金額は日本国通貨により表示しなければならない。

ウ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印するか、若しくは入札書中の余白に訂正事項を記載し、押印しなければならない。ただし、金額の訂正はいかなる場合も認めない。

エ 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書き換え、引換、変更または撤回することはできない。

オ 入札参加者またはその代理人は、当該調達に係る入札についてほかの競争参加者の代理人となることはできない。

カ 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

## 6 入札参加の辞退

(1) 入札参加者またはその代理人は、入札執行が終了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札参加者またはその代理人は、入札を辞退するときは、その旨を次の号に掲げるところにより申し出るものとする。

ア 入札執行前には、「辞退届」（指定書式）を郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）または持参により提出する。

イ 入札執行中には、「辞退届」（指定書式）またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接持参により提出する。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

## 7 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

## 8 再度入札の実施

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行うものとする。

- (1) 再度入札の回数は、1回とする。
- (2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効または未入札となった者は参加できないものとする。
- (3) 再度入札の期間及び開札の日時の通知は、1回目の入札において有効な入札をした者に対し、別途通知する。

## 9 契約の手続等

契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約手続を行うものとする。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
  - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
  - イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) この契約は、発注者、受注者双方いずれにもこの契約を終了させる意思がないとき、同一の条件においてリース期間満了の日まで契約を継続させる。
- (4) 契約事項については、下記10または千葉県成年後見支援センターホームページ (<https://chiba-shakyo.jp/seinenkouken/>) より閲覧できる。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 受注者は契約時に見積内訳書を提出するものとする。

## 10 問い合わせ先及び各種書式提出先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県成年後見支援センター  
千葉県中央区千葉寺町1208-2 千葉県ハーモニープラザ3階  
電話 043-209-6000  
FAX 043-209-6021  
E-mail seinenkoken@chiba-shakyo.jp